

日 時：平成 27 年 11 月 26 日（木）12 時 59 分
場 所：三番町共用会議所 2 階 大会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第 7 4 回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第74回資源管理分科会

1 開 会

開会 平成27年11月26日(木) 12時59分

閉会 平成27年11月26日(木) 15時28分

2 出席した委員の氏名(敬称略)

委 員 大森敏弘 嘉山定晃 長瀬一己 東村玲子 三木奈都子 柳内克之
山川 卓

特別委員 大久保照亨 加澤喜一郎 川越一男 久賀みず保 近藤直美 白石嘉男
高橋健二 千葉康則 長元信男 東岡 保 平田淳一 本間新吉
松本ぬい子 横内武久

3 水産庁側出席者

浅川資源管理部長 長谷増殖推進部長 遠藤審議官 菅家企画課長 木島管理課長
黒萩漁業調整課長 太田漁場資源課長 加藤資源管理推進室長 廣野指導監督室長
藤田沿岸・遊漁室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第 257 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の 規定に基づく基本計画の検討等について	2
	【審議事項】	
	資源管理指針の一部改正について	1 6
	【報告事項】	
	(1) 今後の漁獲可能量 (T A C) 配分比率の見直しについて	2 1
	(2) 新たな T A C 対象魚種の追加の検討について	2 2
	(3) 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	2 8
	(4) 漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	2 9
	(5) 太平洋クロマグロの管理状況について	3 3
	【その他】	3 8
3	閉 会	4 3

○管理課長 それでは、予定の時刻の1分前でございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから第74回資源管理分科会を開催させていただきます。

私は、本日の事務局を務めます管理課長の木島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本会議場のマイクの使用方法について御説明をいたします。御覧のようにテーブルの各席にはマイクが設置されております。御発言される場合には、マイク根本付近にあります緑のボタンを押していただいて、赤いランプがつかましたら御発言のほうをお願いいたします。

また、御発言終わりましたら、再度ボタンを押しましてマイクを消していただくというところでよろしくお願いいたします。

なお、マイクから遠い場合には、事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、そちらで御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。

なお、本日は、資源管理分科会委員9名中、6名の方が出席されております。定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

では、次に配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中に資料がございますが、まず議事次第がございます。その後ろに資料一覧がございます。資料1、資料2、2-1、2-2から2-8まで、また参考資料として漁獲可能量期中改定の基本ルール、また資料3、3-1、3-2、資料4として、するめいか漁獲可能量の配分シェアの見直しについてと、また資料5、6、7、8、9とございます。

資料は以上でございますが、漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様御多用の中をお集まりくださいまして、ありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って進めさせていただきたいと思っております。

まず、議事に入ります前に、私から委員の皆様へ1件御報告がございます。

前回の資源管理分科会の際にもお伝えしたところではありますけれども、鹿児島大学の久賀みず保氏におかれましては、学内規程等の都合によりまして10月1日付で特別委員に新たに任命されまして、本分科会の所属となりましたことを御報告いたします。

本日は、久賀特別委員が御出席されておりますので、一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

○久賀特別委員 皆様初めまして、鹿児島大学水産学部の久賀と申します。

専門は水産物流通のほうでございまして、卸売市場流通のことですとか、あるいは最近
は量販店を中心とした小売の流通なんかを主に勉強しております。あとは地域柄、鯉節の
流通・加工なんかもここ数年力を入れて研究しております。

漁業のほうは現場の勉強もかなり不足してございまして、今回、ここではお勉強させてい
ただくばかりとなりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうぞよろしく願いいたします。

では、続きまして議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が1件、審議事項が1件、それから報告事項が5件でございまして。こ
のように、本日は御検討いただく議題がたくさんありますので、議事進行への御協力をよ
ろしく願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第
1項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、
よろしく願いいたします。

まず、諮問事項ですけれども、諮問事項1件です。諮問第257号「海洋生物資源の保存
及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですが、
御検討いただく内容が27年漁期（今漁期）のスケトウダラのTACの期中改定と、それか
ら28年漁期（来漁期）のマアジ、マイワシの当初TACの設定、それから28年漁期のTAC
の設定に分かれております。一つ一つ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

まず、今漁期（27年漁期）のスケトウダラのTACの期中改定について、事務局から資
料の説明をよろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、まず諮問文を読み上げさせていただきます。

資料2でございまして。

27水管第1645号
平成27年11月26日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第257号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成26年11月26日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

次に、スケトウダラの期中改定について御説明をいたします。

まず資料の2-1を御覧いただきたいと思います。

今回、スケトウダラ、マアジ、マイワシと3つオレンジ色の色が振っておりますが、その中で27年のスケトウダラについて今の漁獲可能量25万7,400トンから27万400トンに変えたいということでございます。

次に、資料2-2を御覧いただきたいと思います。

左側の表でございますが、今回、スケトウダラ、今申し上げましたとおり、25万7,400トンを27万400トンに変えるということでございますけれども、1枚めくっていただきまして、内容でございますが、まず北海道について9万4,300トンから10万3,600トンに変えるということと、あとはまた1枚もとに戻っていただきたいんですが、大臣管理分についても、沖合底びき網漁業に関しまして16万1,200トンから16万4,900トンに変えるということでございます。

また、3ページ目を御覧いただきたいと思います。

今回、期中改定をお願いいたしますのは、御提案いたしますのは、オホーツク海海域の部分の根室海峡について、まず現在の2万トンから2万7,000トンにふやすということと、あと太平洋海域におきまして、今の17万7,000トンを18万3,000トンに変更をいたしたいということでございます。

まず、根室海峡のほうにつきまして7,000トンふやすということでございます。これは4ページ目を御覧いただきたいと思います。

現在、オホーツクの中、特に根室海峡のスケトウダラに関しましては、これはもともと我が国の部分と、あとロシアのスケトウダラとが一緒になってそのまま存在し、分布する海域でございますけれども、その来遊状況が非常に良好な状況でございます。特に9月まででは、過去最高の来遊状況を見ていると。その後も散発的ではございますが、非常に良好な来遊が見られております。このようなことから、特に地元のほうから過去の最大程度の漁獲可能量に見直していただけないかというふうな御要望があったわけでございます。

この具体的な考え方でございます。2-3を御覧いただきたいと思います。

「中期的管理方針」というのがございます。その下の、真ん中から半分の下のほうでございしますが、特にこの根室海峡に関しましては、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布するということから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本として、我が国水域への来遊量の年変動に配慮しながら管理を行うということで、今の来遊状況が今後とも続く可能性があるということで、その推移を見まして2万7,000トンということを御提案させていただきたいと思っております。

一方、太平洋の系群でございますけれども、太平洋系群につきましては、今17万7,000トンということでございますが、これは今回資源評価の見直しを行いましたところ、同じシナリオを使ったABCにおいても、18万3,000トンにABCがふえているということから、そのABCに基づきましてTAC（漁獲可能量）についても18万3,000トンに見直しはどうかということで今回御提案するものでございます。

また、この考え方につきましては、2-3の次でございます参考資料。根室海峡系群の場合には、ケース3に当たります主たる生息水域が外国水域は、その染み出し資源を利用しているということから、その来遊状況に応じて漁獲可能量を見直すというパターンを使うということでございます。

もう一つが、太平洋につきましてケース1、つまり、資源の再評価を行ったところ、資源状況が当初よりも良好であるということが判明いたしましたので、ABCに応じてTACを設定、試算見直しをするということでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

スケトウダラにつきまして、オホーツク海、根室海峡につきましては、またがり資源ということで、とれぐあいから見て上方修正したいと。

それから、太平洋系群につきましてはABCの再評価に対応して上方修正をしたいということですが、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

高橋委員。

○高橋特別委員 総体的なものには異論はないですが、ちょっと1点だけ教えていただければと思います。資料2-3の先ほどのまたがり資源の関連の中で、ロシア連邦との協調した管理に向けて取り組みつつという記載になっていますが、具体的に何か進展があるのか、どのような形の取り組みをしているか教えていただきたいと思います。

○漁場資源課長 漁場資源課長の太田でございます。

先般、日露の科学委員会というのが開かれまして、その中でこのようなスケトウダラのような両国にまたがって存在する資源についても情報交換を行っているところでございます。

ただ、その先の話につきましては、具体的な話としてはまだなかなか行きませんが、とりあえず情報交換をやって、共通認識を醸成していこうという、そういうことをやっております。

○山川分科会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、27年漁期のスケトウダラのTACの期中改定につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、28年漁期のマアジ、マイワシのTACの設定について御議論いただきますけれども、まずこれらの魚種の資源状況について御紹介いただいて、御質問を受けた後に、28年TAC設定のポイントとマアジ及びマイワシのTACの設定について事務局から御説明をいただいて、審議を進めたいと思います。

では、事務局から資源状況に関する資料の説明をお願いいたします。

○漁場資源課長 再び漁場資源課長の太田でございます。座って説明させていただきます。

資料は2-8を御覧ください。

マイワシ、マアジの資源状況の説明の前に、我が国周辺水域の資源評価ということで、簡単に全体像を説明させていただきたいと思います。

資料2-8の1ページ目からでございますけれども、水産庁は水産総合研究センターや大学と、あと都道府県の水産試験場、漁業情報サービスセンターから成る共同実施機関に委託をしまして、毎年、主要な水産資源の資源評価を行って結果を公表しております。

対象種は、TAC対象種を含む52魚種84系群となっております。今年の資源評価は7月から9月にブロック資源評価会議というのを各ブロックで開催いたしまして、その後に、10月1日に全国資源評価会議を開催して、最終的に10月30日に水産庁からプレスリリースを行っております。

全国資源評価会議は毎年オープンでやっていたわけですが、今年はブロック資源評価会議につきましても公開で行いまして、関心のある方は出席できるという形にしております。

結果の概要ですが、1ページをめくっていただきまして2ページですが、グラフがございますが、平成8年からこの資源評価を始めておりますけれども、低位と中位、高位というふうに分けてグラフがございますが、平成27年につきましては84系群のうち、半分の42系群が低位、中位が昨年に比べて2減りまして26系群、高位が昨年よりも2つふえまして16系群というふうになっております。

その具体的な内訳は、下の円グラフがございますけれども、主要な魚種を書いております。依然として低位が半分を占めておりますので、資源管理をしっかりとっていく必要

があるというふうに認識しております。

3ページにつきましては、84系群の具体的な状況が書いておりますけれども、26年度と27年度につきまして変わらなかったものもあれば、変わったものもあります。例えば、スケトウダラのおホーツク海南部系群では中位が低位に落ち、左の列の下のほうのマアナゴは低位から中位によくなっています。

こういうふうに変ったものもございますけれども、あとは見ていただければというふうに思います。

それで、引き続きマイワシとマアジの資源評価について御説明したいと思います。

1ページめくっていただきまして4ページでございます。

マイワシ、マアジとも2つ系群がございまして、太平洋側と対馬暖流側の2つの系群がございまして。

マイワシのまず太平洋系群でございましてけれども、真ん中左の図がございましてけれども、これがマイワシ太平洋系群の分布域と産卵場を示した図でございます。おおむね太平洋のほうに分布しているということでございます。

それと、漁獲量の動向でございますが、下のほうの2つのグラフを見ていただきたいと思っております。

左のほうのグラフは、1976年から2014年までの長期的なグラフでございますけれども、マイワシの場合は非常に大きな変動を示しております、最盛期は300万トンぐらいとれたわけでございますけれども、90年代の後半からは非常に漁獲が急減いたしまして、最盛期に比べれば、かなり低い水準になっております。

ただ、90年代後半からを拡大したものが右のグラフになりますけれども、2005年ぐらいを底にして徐々に増加してきております。

資源状況でございますが、次の5ページを御覧ください。

5ページに6つグラフがありますけれども、まず左上のグラフを見ていただくと、黒のグラフが資源量を示したものでございます。漁獲量と同じようなパターンで80年代に非常に高かったわけでございますけれども、その後急減しまして低迷しております。

ただ、それを2000年以降拡大したものがその下のグラフ、真ん中左のグラフになりますけれども、大体2008年ぐらいから増加しております、例えば2008年のときの資源量は9万9,000トンなんですけれども、2014年は92万トンと約6年で9倍にふえております。

右上のグラフが親の資源量、すなわち親魚量です。これも全体の資源量と同じようなパターンを示しておりますけれども、その下が2000年以降を拡大したグラフなんですけれども、2008年以降ふえていまして、2008年が2万8,000トンだったものが2014年は54万8,000トンと約20倍に親の資源もふえております。

下の2つのグラフは、親の量に対してどのぐらいの加入があったかを示しています。漁獲対象にまで成長するまでどのぐらいが生き残ったかというものを示したグラフです。

左側が全体像を示しているんですけれども、左下のだんごになっているところを拡大したものが右のグラフになります。

それで、マイワシの場合は、Blimitと申しまして、親の資源量がこれより下がるとよくないのでこれ以上のレベルに維持すべきだというリミットを決めておまして、それは右のグラフから大体1996年のこの水準を下回ると、加入量の水準が低下したというのが経験的にわかっておりますので、この数字であります22万1,000トンとBlimitとして、親魚の資源量をこれ以上に維持するように努めるということを目指しております。

以上の状況に基づきまして管理方策を考えるに当たって、幾つかシナリオを提示しております。

2014年の親魚量は54万8,000トンで、先ほど申しましたBlimitの22万1,000トンを超えておりますので、この親魚量の維持、または増大を図るシナリオというのを提示しております。

1つ目は、現状の漁獲圧の維持という下の表でございますけれども、LimitとTargetというのが2つありますけれども、Limitがベースになりまして、Targetというのは予防的措置として、Fの値に0.8掛けしたものに基づいて計算しているものです。

一番右側に2016年のABCということで、このシナリオに基づけば、このぐらいの量をとってもいいよということで、Limitの場合は20万5,000トン、Targetの場合は16万9,000トンということになっております。

めくっていただきまして、2つ目のシナリオを書いておりますけれども、これが親魚量の維持ということで、中長期的に大体今ぐらいのレベルで親魚量を維持するというシナリオで、Limitの場合は34万トン、Targetの場合は28万6,000トンということになっております。

6ページの下にグラフがございますけれども、左のグラフを見ていただきますと、これが将来のシミュレーションでございますが、例えば、現在の漁獲圧の維持というFcurrentというシナリオを採用した場合は、この3つあるグラフのうち一番上のグラフになると。こういう形で資源がふえていくことが期待されるということです。

親魚量の維持というシナリオの場合は、その名のとおり、資源量は横ばいに推移して、一番下のグラフですけれども、34万トンとると、資源はこういうふうに推移するというシミュレーションの結果でございます。

それで、7ページは、全体の資源量ではなくて、親魚の資源です。親魚量がそれぞれのシナリオの場合にどういうふうに推移するかというのをシミュレーションした結果でございます。

マイワシ太平洋系群については、以上です。

引き続き、次のページでございますけれども、マイワシ対馬暖流系群について御説明させていただきます。

真ん中左の図でございますが、これがマイワシ対馬暖流系群の分布域と産卵場の図でございます。主に日本海と東シナ海にかけて分布をしております。

下の2つのグラフでございますが、これも太平洋系群と同様、非常に変動が激しい系群でございます。左のほうは長期の漁獲量の推移で、80年代から90年代にかけて非常に大きな漁獲があったことがわかりますが、その後激減して、近年は低迷しています。

近年の分を拡大したのが右のグラフになりますけれども、2000年代に入ってから徐々に漁獲量がふえ始めて、2013年はかなり多かったですけれども、2014年に非常に漁獲量が落ち込みました。ただし、これは資源が減ったというよりは資源の分布が異なって漁場に来遊しなかったと考えられております。

2015年は、今のところ、2013年並みか、それ以上の漁獲が得られておりますので、2014年が非常に特異的な年だったというふうに考えております。

9ページに移っていただきまして、資源状態でございます。

また、6つグラフがありますけれども、左上のグラフが資源量の推移のグラフで、漁獲の状況と非常に似たような推移を示しております。

近年の部分を拡大したのが、今回、右になりますけれども、右上のグラフになります。これを見ていただいたらわかりますように、2000年に入ってから資源量が増加傾向にあることがわかります。

例えば、2004年の資源量は6,000トンだったんですけれども、2014年は18万8,000トンと、およそ30倍に10年間で増加しています。

真ん中、中段の左のグラフが、今度は親の資源量のグラフでございますけれども、これも大体全体の資源量と同じような推移を示しております。右側が2000年に入ってから拡大図でございます。

これも大体上の資源量のグラフと同じような推移を示しております。2004年が3,000トンだったのが2014年には11万4,000トンと、これも30倍以上に増加して、低位を抜け出して中位に入る状況になってきております。

下の2つのグラフは、親の量に対してどのぐらいの加入があったかということを示したグラフで、左が全体、右が近年の分というか、左下のだんごの状態を拡大した部分です。

それで、このグラフからはわかりにくいんですけれども、大体加入量が38億尾を上回って資源の増加が顕著となったというのが1971年と72年でございます。このときの資源、親魚の量が大体10万トン近いということで、10万トン以上に維持しておけば資源が増加になる可能性が非常に高いということで、10万トンをBlimitに設定しております。

管理方策でございますが、下の表に行きまして、現在の親魚量は11万4,000トンで10万トンのBlimitを上回っております。このため、幾つかのシナリオを提示しておりますけれども、まず長期的に安全な親魚量の確保ということで、Limitが8万トン、Targetが6万6,000トンということになっております。

次のページに行っていただきまして、次のシナリオが現状の漁獲圧の維持ということで、それぞれ9万6,000トンと8万トン。

さらに、親魚量の確保ということで、現状の漁獲圧の維持ほどは資源はふえませんが、これも若干ふえるという形なんです、これは10万9,000トンと9万1,000トン。

最後に、現在の親魚量の維持ということで、15万2,000トンと13万トンという形で、それぞれLimitとTargetを出しております。

これでどうなるかというのを示したのが下の2つのグラフの左側ですけれども、ちょっと混み合っていてわかりにくいんですが、これはそれぞれのシナリオに応じて資源量がどう変化するかを示したグラフでございまして、最初の長期的に安全な親魚量の確保。この場合はABCが8万トンまでとっていいということになりますけれども、この場合は上から2つ目のグラフのように、資源量は増加していくでありますというのでございまして。

2つ目のシナリオ、9万6,000トンまでとっていいという場合には、上から4つ目の三角のような形になります。

その次の10万9,000トンまでとっていいということであれば、その下のバツ印のように、青のラインのように推移していきます。

一番下のラインが親魚量の維持ということで、この場合は15万2,000トンまでとれるということでございます。

それで、11ページのグラフが4つありますけれども、これは親の資源量につきまして、それぞれのシナリオでどういうふうに変化していくかというのをシミュレーションしたものでございます。

次に、12ページでございましてけれども、マアジの太平洋系群について説明させていただきます。

真ん中左のグラフでございましてけれども、これがマアジの太平洋系群の分布域と産卵場の図でございます。

漁獲の動向ですが、左下のグラフがそれをあらわしております。

80年代から90年代にかけて漁獲量がふえまして、その後、2000年代にかけて減りましたが、最近は横ばいで安定している状況でございます。

13ページですが、資源状況でございます。

3つグラフがありますが、まず左上のグラフが資源量をあらわしたものでございます。80年代後半から90年代にかけてふえまして、その後減っておりますけれども、近年は横ばい傾向にあります。

右側が親の資源量のグラフでございまして、似たような傾向を示しておりますけれども、近年横ばい、または若干増加の傾向にあります。

左下というか、その3つのうちの下側のグラフは、親の量に対してどのぐらいの加入が過

去にあったかということを示したグラフでございますが、86年のところにBlimitと引いておりますけれども、これより低いところであると、余り高い加入が期待できないということで、ここをBlimitにしております。

後で御説明しますけれども、2013、14と、ちょっと若干わかりにくいんですけれども、この2つ並んでいるのが、上のほうが2013だったかな……ちょっとわかりませんが、この2013、14の2つの点なんですけれども、これを見ていただければわかりますけれども、親の量が多い割には加入が少ないということで、この点について少し注意が必要ではないということを考えております。

管理方策でございますけれども、2014年の親魚量というのはBlimitを上回っておりますので、その親の量を維持・増大するということを念頭に3つシナリオを提示しております。

1つ目は親魚量の増大ということで、この場合はABCが右端ですけれども、1万7,300トンで、Targetは1万4,400トン。次が現状の漁獲量の維持ということで、それぞれ2万4,800トン、2万1,100トン。最後は親魚量の維持ということで、2万9,200トン、2万5,300トンということになっております。

ただし、先ほど申し上げましたけれども、2013年と2014年の加入が親の量に比べると低いことが懸念されておりますので、科学者としては、より安全を見込んだシナリオが選択されることが望ましいということコメントとして14ページのほうに書かせていただいております。

14ページのグラフでございますけれども、今御説明したシナリオに基づいてどうなるかというのを示したのが4つのグラフの左上の資源量の推移のグラフでございます。

最初のシナリオ、1万7,300トンをとった場合には上から2つ目の推移になります。2つ目の2万4,800トンの場合は、ちょっと見にくいんですけれども、下から3つ目の三角の形になります。

一番下のラインが2万9,200トン、現状の親魚資源量の維持ということで、こういう推移になるということでございます。

下2つと次のページの4つのグラフは、親魚の資源量がそれぞれのシナリオにおいてどういうふうに推移するかを予測したシミュレーションの結果でございます。

次のページに行ってくださいまして、これが最後ですけれども、マアジの対馬暖流系群について御説明させていただきます。

真ん中左のグラフがマアジの対馬暖流系群の分布域、産卵場をお示したものでございます。

下のグラフが漁獲量を示したものでございまして、若干韓国の分も入ってまいりますけれども、基本的には日本がほとんどをとっているということでございます。

70年代から80年代にかけて減少した後増加しまして、その後やや減少しながらも、近年は割と安定している魚種でございます。

次のページですけれども、資源状態ですが、3つのグラフのうち、まず左上のグラフですけれども、これが資源量のグラフでございまして、70年代から80年代にかけて低迷していましたが、その後ふえて、近年は横ばい傾向にあるということです。

右が親魚の資源量で、これも近年……まあ、若干減少傾向にあるように見えますけれども、状況としては中位にあって、近年は横ばいかなというふうに判断しております。

それで、その下のグラフが親の量に対してどのぐらいの加入があったかという過去のデータでございまして、このグラフから、大体これを見ていただきますと、何となく親が多いほど加入が多いんじゃないかというような正の相関関係が見られるんじゃないかなと思うんですけれども、2000年以降の割と最近の数字を見たときに、01年という年が比較的高い加入がありますので、これに相当する15万トンの親魚の量を維持しておけばいいのではないかということで、この点をBlimitに設定をしております。

以上を踏まえて、管理方策の提言ですけれども、3つのシナリオを提示してございまして、1つは資源量の増大ということで、A B CはLimitとTargetでそれを16万7,000トン、13万9,000トンと。その次が現状の漁獲量の維持ということで21万1,000トン、17万9,000トン。3つ目が親魚量の維持ということで、これは2つ目のシナリオと余り変わりません。それぞれ22万1,000トンと18万8,000トンです。

18ページのグラフですけれども、4つあるうちの左がこのシナリオに基づくシミュレーションでございまして、資源量がどう変わるかというシミュレーションでございまして、最初のシナリオの16万7,000トンの場合は一番上のグラフになります。次のグラフが2つ目のシナリオの21万1,000トンで、最後は22万1,000トンということで、あとの2つはほとんど親魚量の現状維持という形になっております。

それで、その下の2つと次のページのグラフにつきましては、これは親の資源量がそれぞれのシナリオでどういうふうに変化するかというのをシミュレーションしたグラフでございまして。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのマアジ、マイワシの資源状況に関する説明について、何か御質問がありましたらよろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、ないようですので、続きまして、28年T A C設定のポイントと、28年漁期のマアジのT A Cについて、事務局から説明をよろしく願いします。

なお、マイワシのT A Cにつきましては、マアジの後に御議論いただくことにいたします。よろしく願いします。

○管理課長 それでは、御説明いたします。

まず、資料2-4を御覧いただきたいと思っております。

「平成28年漁獲可能量設定のポイント（案）」でございます。

基本的には昨年と同じでございますが、昨年は1につきまして、TACの設定については、漁業の経営事情等を勘案しつつ、去年は可能な限りTACはABCを超えないように努めるというか、頑張りましょうということが書いてあったわけでございますが、例えば、あり方検討会なり、いろいろな場におきまして漁獲可能量はABCと同等以下にすると、すべきであるというような強い御意見がございます。それを踏まえまして、少なくとも28年に関しましては、原則としてTACはABC以下とするという文章に直したわけでございます。直した案を提示させていただきたいと思っております。

また、2番、3番、4番に関しましては従来と同じでございます。アジ、イワシに関しまして暦年でやると。また、スケトウ、スルメイカに関しては4月、3月、その他の資源については7月、6月ということでございますし、また漁獲可能量につきましては資源評価に変更が見られた場合に、それを踏まえて見直すということ、また来遊状況に応じて、その配分についても見直す。さらに、先ほどスケトウダラでございましたように、来遊状況に応じて、特に外国に主たる生息域がある資源に関しましては、その来遊状況に応じて機動的に見直していくということがポイントとして書かせていただいております。

次に、マアジに関しましての28年の漁獲可能量案でございます。資料の2-6を御覧いただきたいと思っております。

今資源状況について説明がございましたように、アジに関しまして、太平洋系群、また対馬暖流系群、2つの系群があるわけでございますが、そのABCに関しましては、それぞれその青く描いてあるところでございます。

一方、マアジに関しましての管理方針でございます。これはちょっと字が小さいんであれなんですけれども、太平洋につきましては、今中位、横ばいでございますが、資源水準の維持を基本として管理を行っていくべきだと。また、対馬暖流に関しましては、周辺国である韓国、中国が、それぞれの水域でとっているということもございまして。そのような関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持、または増大を図ることを基本とすると。また、来遊量の年変動も考慮しながら管理を行いますということが基本的な考え方でございます。

このような考え方にに基づきまして、管理基準といたしましては、太平洋に関しては、現状の漁獲圧の維持、すなわち中位、横ばいでございますので、現状の漁獲圧の維持を図っていくことで資源の維持、安定を図っていくということを基本としたいと考えております。

また、対馬暖流に関しましては、これも中位、横ばいでございますけれども、韓国、中国がとっているというようなこともございました。親魚量の維持ということを基本とした漁獲可能量を設定したいと。そのABCに従いますと、漁獲可能量は、その2つを合わせまして22万7,800トンということで、今年よりも若干減りますが、基本的に同程度水準で

漁獲可能量を設定したいと考えております。

アジについては、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのマアジのTACの設定に関する御説明について、何か御質問、御意見等ありましたらよろしく願いいたします。

三木委員。

○三木委員 確認でございます。今のまたがり資源のところ韓国と中国という文言が入っていらっしゃると思うんですけども、先ほどの資源評価のほうでは、漁獲の動向で、韓国のデータのみ御説明、図示いただきましたが、中国のほうはいかな状況なんでしょう、お教えてください。

○漁場資源課長 マアジの対馬暖流系群の中国の漁獲量は2009年からわかっておりまして、大体2万5,000トンから3万1,000トンぐらいです。これに対して、日本と韓国を足しますと、14万とか15万になりますので、中国漁船の漁獲量が余り変わらなければ、計算の中の、いわゆる自然死亡の中にこの数字を入れ込んだと考えて計算すれば、それほど資源評価の結果は変わらないというふうに考えております。

もうちょっと中国船のデータがずっと長くとれるようになれば、それも踏まえて計算するという事もあると思いますけれども、まだ9年からしか得られておりませんので、まだそれはちょっと難しいかなというふうに考えております。

○三木委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 日本と韓国はマアジの漁獲、対馬暖流系群、まき網が多いと思うんですけども、中国の漁法は何になるんですか。

○管理課長 基本はまき網だと思っています。

○嘉山委員 まき網。では、同じような感じの資源への……

○管理課長 当然ながら、光力とか違う場合あるかと思いますが、基本はまき網で行っています。

○嘉山委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 資料2-4のTACの設定のポイントでもよろしいですか。

これの4番にまたがり資源のことが記載をされているんですが、ちょっと確認をしておきたいんですけども、例えば、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定している、ということで記載されています。これまでもそのとおりにやってきたと思いますけれども。

例えば、オホーツクを例にとると、スケソウが量があって、ズワイガニのほうに操業が、

回数が少なくなる、例えばスケソウの値段がよくて、スケソウに重点を置いた操業を行った場合、当然、ズワイガニのほうの漁獲量が減ってくるわけですよね。そうした場合、それがベースになるのか。それとも、ある程度の資源調査をした上で、それを加味したものにするのか、その辺を確認しておきたいと思っています。

当然近年の最大漁獲量ということになると、その逆も言えて、スケソウの操業を休んでズワイガニを専門にとった場合、これがTACのベースになると、いうことですから、その辺のバランスがどうなっているのか。その年々によって漁模様が変わってくることも有り、またがり資源について明確な記載というのは、多分できないと思いますが、その内容を聞かせてほしいと思っています。

○山川分科会長 管理課長、よろしくお願ひいたします。

○管理課長 オホーツクも、また根室海峡の分も非常に難しゅうございまして、実際、今高橋委員がおっしゃるように、1人の漁業者がどっちもとっているというふうな場合もございましてものですから。

ただ、私どもとすれば、1つには日本だけで十分な管理ができない。ですから、来遊状況なりを見て、もしくはまた漁業者の十分な意見を聞いて……まあ、余り過大なものはどうかと思いますけれども、漁業者の方に過大な迷惑がかからないように、そこは十分配慮しながらやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

なかなかケース・バイ・ケースの部分がございまして、必ずしも従来の最大部分というだけでもなくて、例えば、今回の日本のスケトウダラのように、この程度行くかもしれないというようなところも踏まえて、機動的かつ柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、マアジの28年漁期のTACについては、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、28年漁期のマイワシのTACについて、事務局から説明をお願いいたします。

○管理課長 それでは、資料の2-6の1枚めくっていただきまして、「まいわし漁獲可能量」、28年の分でございます。

これも太平洋、対馬暖流、2つの系群がございまして。ただ、それぞれ中期的管理方針といたしまして、太平洋系群については、資源の水準の維持もしくは増大を図ることを基本とするということでございますし、また対馬暖流に関しましては、先ほどのアジと同じでございます。これも中国、また韓国とまたがって分布するという。さらに両国、3カ国で取り合っているというような状況がございまして、関係国との協調した管

理に向け取り組みつつ、資源の維持、もしくは増大を図ることを基本としますということ
でございます。

いずれも、資源の状況は、太平洋、対馬暖流系群とも中位、増加傾向でございます。こ
のようなことから、今後ともマイワシ資源の増大を目指して、まずは親魚量の維持、もし
くは親魚量の確保ということを漁獲シナリオ、管理基準といたしたいと思っております。

このシナリオに従いまして、太平洋系群については親魚量の維持を図ることで、今後と
も資源の増大に水を差すことのないように増やしていくということでございます。その結
果として、②番を採用させていただきたいと思っております。

また、対馬暖流系群に関しましては、これは実は右側の2014年親魚量とBlimitが若干近
いというようなことがございますものですから、親魚量の確保という若干きつ目のシナリ
オを採用させていただきたいと思っております。これを足し上げますと、漁獲可能量、28
年（案）と書いてございますが、一番黄色の部分でございますが、44万9,000トンマイ
ワシ漁獲可能量の28年分ということで御提案をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのマイワシのT A Cの設定に関する説明について、何か御質問、御意見等あり
ましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、マイワシの28年漁期T A Cについては、原案のとおり承認して
よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

最後に、28年のT A Eの設定について、事務局から説明をお願いします。

○管理課長 資料の2-7を御覧いただきたいと思ひます。漁獲努力可能量（T A E）に
ついてでございますが、基本的には今年と全く変わっておりません。漁獲努力可能量の全
体について、また魚種についても、また二、三ページ目を御覧いただきたいんですが、字
が小さくて非常に申しわけないんですけれども、今年と数字についても同じものを設定し
ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

字が小さいようですけれども、ただいまのT A Eの御説明に関しまして、何か質問、御
意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

特にないようでしたら、28年のT A Eの設定については、原案のとおり承認してよろし
いでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで諮問第257号に関しましては、全て御議論いただいたところですが、特段の追加の御意見等何かございますでしょうか。

ないようであれば、本件は原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、諮問第257号につきまして、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

27水審第20号

平成27年11月26日

農林水産大臣 森山 裕 殿

水産政策審議会

会 長 馬場 治

平成27年11月26日に開催された水産政策審議会第74回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第257号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

それでは、この答申書を浅川資源管理部長にお渡ししたいと思います。

(分科会長から資源管理部長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、審議事項に入ります。

「資源管理指針の一部改正について」、事務局から御説明をよろしく願います。

○管理課長 それでは、資料3-1を御覧いただきたいと思います。

資料3-2と3-3は本体でございまして、3-2が新旧対照表と。3-3がそれを溶け込ませたものでございます。

なかなか資料的に多いものですから、資料の3-1が変わったところの抜粋でございます。赤で書いたところは、例えば数字が変わったとか、年号が変わったとか、そういうと

ころは変えておりますけれども、基本的には3-1の部分が今回の変更点の中心部分でございます。

まず、サンマに関してですけれども、従来は、現状の漁獲圧が資源に対してまだ低いんだと。今後も資源状況を維持するよう努めるということで、非常に雑駁な書きぶりになっておったんですが、皆様御承知のとおり、サンマに関しましては公海上におきまして……。

資料3でございます。

外国漁船が太平洋公海上におきまして、中国船、台湾船なり、いろいろな国の船が非常に漁獲を増やしているという状況でございます。このようなことから、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約、「N P F C」と申しておりますけれども、これが今年発効し発足したという状況でございます。

これを踏まえまして、N P F C参加国と協調しながら管理に向けて取り組むという内容を加えたものでどうでしょうかということでございます。

次に、クロマグロに関してもございます。

今までは未成魚の漁獲を2002年～2004年の平均漁獲実績の50%まで削減するという、ここは同じでございますが、今年に関しましては、この一部改正の案につきましては、それをさらに具体的に30キロ未満、小型魚の漁獲を50%、2002年～2004年の平均漁獲実績の50%まで削減し、親魚の資源量を2024年までに4万3,000トンまで回復させることを当面の目標として管理するというふうに、今の管理目標に従いまして内容を整理させていただいております。

それから、裏を御覧いただきたいんですが、次にトラフグでございます。

トラフグに関しましても、今の変更前に関しましては資源の状況が低位にあると。また、さらにそういう中で漁獲の7割が未成魚を占める実態を踏まえまして、関係漁業者が統一の方針のもとで、未成魚漁獲抑制などの資源管理に取り組む必要があるという内容であったんですが、その具体的な取り組み状況として、2014年から「トラフグ資源管理検討会議」、今年第2回目をやりましたけれども、「トラフグ資源管理検討会議」を開催して、漁業者のみならず流通業者なども含めた全てのトラフグ関係者が一体となって資源管理に向けた取り組みについて横断的に検討しているんだという、その今の状況を整理させていただいております。

また、具体的な資源管理目標等を設定していくとともに、その達成に向けて、まずは可能な分野から検討し着手していくというところで、今後の進め方についても踏み込んで書かせていただいております。

内容的には、以上でございます。

あともう一つは、大中型まき網に関しまして、これも一部漁船を対象に個別割当の管理について着手したというのが従来の書きぶり、現行の書きぶりでございますが、これも具体的に平成27年10月からサバ類、北部太平洋海区の大中型まき網漁業、これ全船において

取り組むということが今進められております。この全船においてサバ類の個別割当方式による管理を試験的に実施するという具体的な記述に変えたいということでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

加澤委員。

○加澤特別委員 今、サンマの話、サンマの内容も出たものですから、ここで今漁期終盤になってきまして、今の漁模様の現状と改めてあと強く要望したいことがございまして、本当前からお伝えしているとおり、どんどん来遊量減っています。それで、今年においても、今現在、第一分枝から沿岸沿いに来る群れ、魚群、回遊魚群ともう一つ第二分枝、沖から回る群れの二手に分かれて操業をやっているんですが、どちらとも本当に非常に少ない状態です。大変な不漁の状態が続いておりまして、特に沖合、東経150度、151度あたりにおいては外国船……まあ、台湾船が中心なんです、そればかりじゃなくて、中国船、ロシア船。

先日、気仙沼にうちの船が入ったものですから、漁労長から聞いたら、300隻ぐらいいると言うんです。我々の船が最大199トンなんです、彼らは1,000トンクラスです。もう300隻ぐらい、近くいてとりまくっているということで大変な状態になっております。

ですから、これに関しては本当NPFCで何とか本当に、前も再三お伝えしたとおり、日本がイニシアチブをとってきっちりした管理をしていきたいという強い思いがございません。

よろしく願いしたいことなんです、あともう一つなんです、実はきのう福島で復興会議が開かれまして、これは東京電力の復興に向けた動きの説明から始まったんですが、それで、御存じのように、新聞、テレビ等、マスコミ等でお聞きになっていると思うんですが、東京電力の工事もどんどん進捗してしまして、海側遮水壁ですか、これがもう完成しまして、ほとんど海への影響はなくなったような状態並びに、それで海中とか魚のモニタリングをやっているんですが、ほぼ基準値を超えるようなものがなくなってきています。沿岸の方は試験操業で1魚種ずつ確認しながら、ふやししながら、今本操業に向けた動きをやっているところなんです、まして、底魚とか、そういうのは安全確認しながらやっている中で、サンマは回遊魚であって全く問題はないわけなんです。ところが、これ震災後からロシアとか中国、韓国なんです、いまだに青森県から東京都までの所在地の輸出ですか、日本からの輸出、これをいまだに禁輸措置をとったままなんです。逆から言えば、平成22年、震災の前の年、日本からの輸出が大体十六、七万トン。ロシアだけでも7万トン弱あった。これがあの事故によってもうゼロになったがために、彼らが勢いづいてこういう状態になっているということがございます。

よって、本当こういう全くもう問題ないような状態で、いわれなき風評被害でこういう

措置をとっていることは非常におかしいものですから、これはもう強く働きかけてもらって禁輸措置を解除してほしい。もとの状態に戻してほしいというのが強いお願いですので、どうかよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 N P F C の関連のことにつきましては、その他のところでも水産庁のほうから御報告があるというようなことですので、またそちらのほうで御議論いただければと思います。

あと原発関連の禁輸のことについて、諸外国から何かもしございましたら。

長谷部長。

○増殖推進部長 増殖推進部長、長谷ですけれども、もう加澤さん言われたとおりで、そういう問題意識を我々持って各国に働きかけていると。韓国については、パネル提訴というようなこともやりつつ、解除に向けて最善の努力をしていきたいというふうに思っております。

○加澤特別委員 ぜひお願いします。

これは船だけの話じゃなくて、本当に各浜の地域経済にも大きくかかわることなものですから、これはぜひ何としても早急に解除措置をとっていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

ほかに資源管理指針の一部改正に関しまして質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

東村委員。

○東村委員 ありがとうございます。

ただいま御説明にあった部分ではなくて、資料 3-2 を事前にお送りいただいたときに読んでいて少し気になったことがございまして、質問というか、意見というか、なんですが、福井県のことを例に挙げさせていただきますけれども、恐らくほかのところでも同じような問題が起こっているのではないかということなんですが、福井県で言いますと、ズワイガニとか、アカガレイとかのそういう魚種が遊漁船によってとられていると。恐らく今のところ、資源全体に影響を与えるほどのそんな量をとっているわけではもちろんないんですけれども、漁業者の人たちは T A C なり T A E なり……まあ、アカガレイは T A E ですね。に従って管理のもとを行っているのに対して、その枠外でとる人がいるのはいかがなものかと。

現状、そんなに問題ではないと思います。私自身聞いていて気になるぐらいのものだと思いますが、将来的にはこういう T A C の中に遊漁の……まあ、諸外国では少し例がありますが、遊漁の分も少し考えるようなことが必要になってくるのではないかと思います。ちょっとほかのところと言う場面がないものですから、このタイミングで発言させていただきます。

意見ということでよろしく願いいたします。

○山川分科会長 何かありますでしょうか。御意見として承ったということでもよろしいでしょうか。

管理課長。

○管理課長 基本的には漁獲可能量の中に遊漁も入ってきています。ただ、一般的なイワシもサバもアジも遊漁船が釣る量が非常に少ないということで、例えば、ほかの県……まあ、県のほとんどが若干ということでやっているんですけども、そういうふうにはほとんど無視できるような状態だということで現実的には含めてしまっているということなんですけれども。

ただ、ちょっと私もえっと思ったのが、アカガレイは確かに釣りで釣れますので何とかなと思う。ズワイガニを遊漁者がとるとというのが、例えば非漁民の漁具漁法の制限とか、その辺と何かひっかかってこないんだろうとか、どうやってとるのかなというのがわからないものですから、それとの関連を、もしおありであれば、教えていただければと思います。

○東村委員 これも私が見たわけでもなくなんですけど、かごを入れていたり、それこそ……まあ、かごと言っても多分漁業者の方がお使いになるようなものではないんでしょうけれども、ちょっとそういうトラップ的なものを入れてみたり、あとは何か釣りというのでも聞いたんですが、私はそれはちょっと自分自身ズワイガニの研究をしていますけれども、無理だろうとは思っています。

かごというのは結構うわさにはなっています。ただ、あくまでうわさレベルですので、ちょっと……ということです。ありがとうございます。

○漁業調整課長 漁業調整課長ですけども、もし、かごでとっていたとすれば、それは営利を目的としない、いわゆる遊漁者の行為として禁止されている行為です。それは、もうその時点で違反でしかありません。釣りですとる分には可能性としてはあるのかもしれませんが、仮にかごででしたら、そういうことになります。

○東村委員 御教示いただきまして、ありがとうございます。

○山川分科会長 千葉委員、よろしく願いします。

○千葉特別委員 遊漁者の立場から一言言わせていただきますけれども、遊漁の対象魚というのは、TAC、主要魚種以外に数多くありまして、主に各県で大事にしている魚というのは各県にあるわけですが、TAC以外にも。その魚については県条例でいろいろなサイズ制限とか匹数制限とか、県条例のほうで対応していただいて、それで県条例違反行為のあるものについては、当然違反ですので、今言われたように違反ですので取り締まっていたらいいわけで、全て遊漁の、TACに全て遊漁者が入っているということであっても遊漁の量というのはたかが知れていると言えればあれですし、あとは各県でさっきも言いましたように育てたい、各県で育てたい魚というのがあって、そういったものにつ

いての規制は県条例で厳しくサイズ制限、匹数制限決めていただいて、それを遊漁者に徹底していくという方向でやったほうがいいと思います。

以上です。

○東村委員 どうもありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

三木委員。

○三木委員 すみません、小さな質問です。クロマグロの変更した文言の最後のところで、「目標に管理する」というところに「当面の」という文言が入っています。当然今回も改正があるように、見直しがなされると思うんですけども、改めて、この「当面の」という文言が入った何か含意はあるのでしょうか。

○山川分科会長 管理課長、よろしく願いいたします。

○管理課長 クロマグロに関しましては、後でも御説明をさせていただきたいと思っておりますが、まずは国際機関で決まっております4万3,000トン为目标に、あそこまでは頑張るんだと。ただし、その後、例えばこれが資源状況、加入状況、また大きく変わりますと。変化、例えば少なくなるともっと下がります。また、仮に4万3,000トンに達した後の状況がどういうふうな管理なのか。これもはっきり言ってよくわからない状況にございます。そういうことから、まずはこの資源管理指針におきましては、まず4万3,000トンを目前の目標とすると。それは状況によって、また変わりますよということでございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに御発言ございますでしょうか。

ではないようでしたら、資源管理指針の一部改正については、原案のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局より、報告事項が5件あるとのことです。

1つ目は「今後の漁獲可能量(TAC)配分比率の見直しについて」、それから2つ目が「新たなTAC対象魚種の追加の検討について」、3つ目が「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」、4つ目が「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」、5つ目が「太平洋クロマグロの管理状況について」でございます。

それでは、最初に「今後の漁獲可能量(TAC)配分比率の見直しについて」を事務局から説明、よろしく願いいたします。

○管理課長 資料の4を御覧いただきたいと思います。

漁獲可能量の配分の見直しに関しましては、今回スルメイカについて直近3カ年を……

3カ年が過ぎたものですから、3年ごとに見直すということでお諮りするものでございます。

スルメイカに関しましては、他の魚種、ほかの6魚種と異なり、1年おくれて漁獲可能量の対象としております。このため、25年の漁獲可能量設定時に見直しを行ってから3年経たと。平成28年以降、今後3年間の漁獲可能量設定に関する基本シェアについて、直近3カ年のデータを用いた見直しが必要になってございます。

ただ、一方、スルメイカに関しましては、3番の「漁獲可能量の配分」というところがございませうけれども、大臣管理分に関しまして、その内訳となる各大臣管理漁業の配分量、漁業実態を踏まえた別途の合意ということに今なっております。ですから、単に実績だけではなくて、関係業者間の合意に基づいて漁獲可能量の配分を行ってまいりたいと思っております。

一方、知事管理分に関しましては、漁獲実績に応じた基本シェアを用いまして、都道府県の配分量を算出するという方向で整理をしていきたいと思っております。

あとは同じでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

では、特に御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。

次の「新たなTAC対象魚種の追加の検討について」、事務局からよろしく願いいたします。

○管理課長 資料の5を御覧いただきたいと思うんですが、実は漁獲可能量制度、実施以来20年が経過いたしました。平成9年にスルメイカを加えて以降、7魚種でずっとやってきたわけでございます。

ただ、いろいろな方々から資源管理をもっとしっかりやるべきじゃないか。特に漁獲可能量制度についても同じ魚種だけではなくて、ほかの魚種についても検討をすべきではないかとの声もございませう。

そういう中で、漁獲可能量制度、実際に現場の漁業者の方からは、そんな数量管理についてなじみがない中で新しいものをやるのは大変だ、非常に手間がかかるというふうな声もございませう。

そういういろいろな声を、また一方では漁獲可能量制度、資源状況に応じて機動的に管理の強化が図られるというふうなことから、ここにも資料の5の下のグラフでございませうけれども、この青の線なんです、平成9年、平成15年まではサンマの資源量が入っていないんですけれども、おおむね7魚種の資源量を合わせますと、ここ20年ぐらい安定をして推移をしているという状況にございませう。すなわち、以前のように資源状況が大きく振

れる、変化するということを漁獲可能量がそれなりの効果を発揮して、影響を發揮して資源の安定に導いているというようなこともあろうかというふうに思っているわけでありませう。

ただ、漁獲可能量対象魚種をむやみにふやしますと、なかなか現場も混乱いたしますものですから、まずは今の7魚種である、すなわち、国民の皆様方に日ごろ利用していただいている重要魚種以外に、それに準じるようなものを対象にすべきではないかということでご整理をしたものが上のグラフでございます。

青色のものは、今実際に漁獲可能量の対象魚種になっておるんですが、例えばカタクチですとか、ブリとかウルメイワシ、ホッケ。またマダラと。またその他カレイとかいろいろあるわけですがけれども、漁獲可能量を実際に運用するポジションにいる者として、沿岸の、つまり都道府県の漁業者が過半を利用している、カタクチとかウルメとかそうなんですけれども、そういうふうなものに関しましては、資源の来遊状況によって漁獲の状況が大きく振れます。例えば、年によっては通年の10倍以上とれるというところもございます。このような沿岸に過半の配分をせざるを得ないというようなものに関しまして、なかなか管理が難しいと思っております。

また、ホッケについても、昨今資源状況が悪化しているという、適正な管理を行うべきではないかという声もあることは承知しておりますけれども、現在、ホッケに関しまして、北海道で漁獲努力量3割削減する、かなり思い切った資源管理措置をとっていかうという試みがなされていると聞いております。このようなことから、ホッケについても、まず北海道の努力を見た上で検討すべきではないかと思っております。

また、ブリに関しまして、今北海道、かなり分布域が、地球温暖化の影響かとも思いますけれども、かなり来遊状況、漁獲状況が大きく変わっているということから、これもなかなか今すぐに漁獲可能量の対象魚種するのは難しいんじゃないかと思っております。また、定置による漁獲も多うございます。いろいろな観点から難しいものがある。

そうすると、何が残るかということ……まあ、残ったものというのもあるんですが、マダラに関しましては、例えば、マダラをとっている米国、ロシア、またEUなんかもとっておるんですが、そういうマダラを利用している主要国がすべからず漁獲可能量を設定して、管理を行い、またそれなりに成果をおさめているという状況がございます。

また、当然ながら、マダラは冬場の貴重な食品というか、商材でございまして、国民の皆様方に日ごろ食べていただいている魚だということ。さらに、我が国のマダラ資源に関しまして、今はかなりいい状態が続いておりますが、過去の例を見ますと、大きく資源状況は振れるというようなこともございます。

このようなことを考えますと、先ほど御説明いたしましたとおり、漁獲可能量を設定することによって、資源の安定、供給の安定を図ることも重要ではなかろうかという考えに達したわけでございます。

ただ、マダラに関しましては、当然ながら、北海道、青森、東北の北東北、それからあとは新潟なり日本海側、広く多くの県の漁業者が利用し合っているという、かなり関係業者の多い魚種でもございます。そのような関係者、関係業者の方は数量管理にまだなじんでいないということもございます。

また、実際にマダラの資源の状況はある程度かなりわかってきたんですけども、どういうふうに配分をするのか、どういうふうに管理をするのか、まだまだ検討すべき課題が多いと認識をしております。

このようなことから、まずはマダラに関して漁獲可能量制度に十分値するのか、またそれをどういうふうに管理するのかということを検討させていただきたいと思っております。

漁獲可能量制度の魚種の追加に当たりましては、この資源管理分科会にお諮りをし、最終的には政令改正ということになるかと思いますが、それまでの間、御報告をさせていただいて、皆様方の御意見を賜りながら検討を進めたいと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

川越委員。

○川越特別委員 T A Cの追加魚種ということでマダラ、今木島課長が言われたとおりになんだろうけれども、さきの広調委でも議論がございました。という中で非常に広範囲にわたっていると、利用している分。北海道の状況を見て、それも検討したいというようなことで、非常に沖合の部分と沿岸の部分で漁獲している部分がある。

そういう中で沿岸の部分については、今までから若干というような表現で数量管理的なこともされているということになると、沖合だけを数量的なものできちんと管理するというようなやり方はいかなものかなというふうなことがございますので。

何もT A Cの魚種に追加したらあかんというような考えは毛頭持っていないんですけども、これを追加魚種にするには、北海道だけの事例ではなく、全国的に広範囲に捉えている魚種でございますので、日本海西部も今沖合漁業の非常に魅力ある漁業、魚種ということになっております。そういういろいろな状況も踏まえていただいて、これを追加するという部分については相当な議論をしていただいて、慎重な検討をいただきたいということを申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○山川分科会長 管理課長、何か追加はございますでしょうか。

では、御意見、おっしゃるとおりですので、慎重に御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

本間委員。

○本間特別委員 北海道機船の本間です。

今川越委員がおっしゃったとおりなんです。北海道、北海道と出てきたんで、北海道の人間が少し話をさせていただきたいと思いますが、まずマダラ。タラってさかなへんに雪って書くように冬だけの魚だと思われていたんですが、今はもう夏場も通してオールシーズン沿岸漁業……まあ、底引きは夏場は禁漁なんでできませんが、沿岸漁業なんかは夏場もマダラをとっています。そういうところで北海道管内、どこの浜に行っても、どこの港に行っても、どこの市場に行ってもマダラが揚がっていないところはないというぐらいの今魚種になってきているんで、木島課長が言っていたとおり、これは大変調整が難しいと思います。そういう部分をきちんと踏まえてやっていただけるということであれば、このTACの魚種に追加する検討を始めるということに関しては、反対はしないで賛成という形でとっていききたいなと思います。

まず、その中で、本当にマダラというのは資源評価を見てもわかるとおり、まだまだレベル的には不十分なものだと思うんで、その辺も含めて、我々漁業者が出せるデータというのも結構あると思うんで、そういう部分では少しでも協力していきたいと思っているんで、何かあったら、逆にこっちのほうにリクエストしてくれれば、こっちのほうで出せる資料というものも出していききたいなと思っていますんで、よろしくお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、こういった御意見あるということでもよろしくお願ひいたします。

ほかに御質問。

では、長元委員のほうからお願いします。

○長元特別委員 今の北の委員ということなんですけれども、今度は南の委員がちょっとお聞きしたいんですけれども、ブリの資源についてなんですけれども、ブリの資源というのは何か右肩上がりですでどんどん上がっていくということを聞いているんですけれども、我々のところは養殖魚なんですけれども、今は御存じのとおり、水温の上昇によって、これは日本全国とれてる。北海道までかなりとれてるということなんですけれども、今年のいろいろと漁獲の話聞く中で、この間、北海道ぎよれんさんとも意見交換をさせてもらったんですけれども、今年は魚体がかなり小さくなっていると。それと、今氷見の寒ブリもまだ南下してきていないということで、昨年もかなり小さくなっているということなんですけれども、この小さくなっているということは、先の資源がどうなっていくのかなとちょっと気になるんですけれども、そこら辺わかっておったらちょっと教えてほしいんですけれども。

○山川分科会長 これは漁場資源課長でよろしいですか。

○漁場資源課長 一般論から申し上げますと、魚が少ないほうが餌が多くなるので、魚体は大きくなるということで、例えば、魚種は違いますけれども、太平洋のマサバで最近非常に魚体が小さいと。ただ、それが大きかったのが小さくなったのか、大き過ぎたのが普

通に戻ったのかというのは、そこはよくわからないんですけども、一般論としてはそういうことが言えると思いますけれども、そこについては、海洋環境の影響とか、餌が本当に足りなくなっているのかみたいなことはもうちょっと調べていかなければわからないと思いますけれども、その辺は今後の課題として取り組んでまいりたいと思います。

○長元特別委員 それと、ブリがこれだけ資源がふえたら、例えば、ほかのスルメイカにしても、ブリは大好物なんですね、スルメイカ。ですから、そこら辺のところも含めて、ほかの資源が減ってくるんじゃないかと、私はそう思っているんですけども、やっぱり天然といいますか、資源がふえたら、ほかの魚種が減るとか、そういうあれが出てくるんじゃないかと思うんですけども、先ほど言うように、スルメイカがかなり減っているということは、ブリがそんだけふえているのかなということもちょっと思うものですから、そこら辺のところはどうなんですか。わかっておったら教えてください。

○山川分科会長 よろしいですか。

○漁場資源課長 スルメイカにつきましては、ブリがふえたせいなのか……まあ、去年からいろいろ議論ありますけれども、資源はあるのに分布域が変わってとれないのかという意見があって、そこについても常々資源評価の結果と漁業者の感覚が違うんじゃないかという御批判も受けておりますので、そのところの精度を上げるように来年度以降、いろいろ新たなこともやってみようかなというふうに思っております。その因果関係につきましては、今のところ、はっきり言えることはございません。すみません。

○山川分科会長 では、嘉山委員。

○嘉山委員 T A Cの対象魚種の緑色なんですけれども、これだけ漁獲量があるにしても、T A Cに設定されていないというのは言いわけにすぎない感じなんで、カタクチイワシやブリなんかにしても、どうにかT A Cの……。T A C対象魚種にすると大変なことはわかるんですけども、T A C対象魚種に行くようになるような管理方法、テクニックをもっといろいろな大学とかと連携して、早目にT A C対象魚種としてしていったほうがいいと思うんです。

カタクチイワシなんかも漁獲だけじゃなくて、結構太平洋側なんかだと、カツオの釣りの餌とかでも使われていると思うんで、その辺の漁獲量の推定なんかも加味しなきゃいけないんで、本当大変だと思うんですけども、だんだんとこだけ多くの漁獲があるのに、T A Cとか資源管理の措置がそんなにとられていないというのは、世界的に見たら逆に問題があるのではないかと。国際的に見たら問題があるのではないかとわれかねないような気もするんで。幾ら沿岸資源であっても、T A Cに入れるような努力をしていったほうが自分はいんじゃないかと思えます。

○山川分科会長 御意見ですけども、管理課長、何かございますか。

○管理課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

ただ、一方で、資源を管理する場合に、関係の漁業者をどういうふうに漁獲量を把握し、

また実際どのように数量を管理していくのかと。これは1つには、先ほど申しましたように、カタクチの場合、ごく沿岸の漁業者が、非常に多数の漁業者がとっております。このような中で、また来遊の状況なり、水温の状況なり、いろいろな環境要因によって漁獲の状況が大きく変わります。

ですから、例えば仮に特定の県に1万トンですよということはあったとしても、実際上はそれを5万トンぐらいとれるときもあるかもしれない。このような漁業者、漁獲の状況が大きく変わるものについては、なかなかそこまで成熟していない部分があるのかというふうに思っています。

今後、こういう沿岸性の魚種の漁獲量の資源管理、どのようにするのかというのは今後の検討課題でございますが、ただ、一方でカタクチイワシをとって船びき網なり大中の小型のまき網なり、このような漁業者についても、例えば先ほど申しましたように、資源の管理計画なり、細かい資源管理が行われております。これで、漁獲可能量を設定すると同等程度の効果がある場合も当然あるかと思しますので、そういうふうな資源管理を進めることで、資源の適切な維持管理を図っていくことも重要ではないかというふうに思っております。

○山川分科会長 大森委員、よろしく申し上げます。

○大森委員 私も今木島課長がおっしゃったように、資源の管理はTACの出口管理だけでなく、それぞれの地域での入り口管理のさまざまな取り組みもされて、そういう組み合わせの中で資源管理が行われているというふうに認識をしております。

そういう意味で、今現在のTACの魚種の資源の状況なり、漁獲の状況、それを個々によく踏まえた上で、先ほどのマダラのことにつきましても、TACを検討する段階の検討に入ることにについてということでありましたけれども、それがあくまでもTACを設定するということがありきの検討ではなくて、相当慎重に慎重を捉まえた上で検討していただくということをあえて言わせていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 では、これにつきましては……大久保委員。

○大久保特別委員 スルメイカの件ですけれども、スルメイカは去年は資源がふえておりますという評価でしたけれども、スルメイカそのものは、私もふえていると思っているんです。ただし、回遊が中国、北朝鮮、韓国のほうを回っております関係上、あっちのほうもしっかり資源管理をしてもらわんと、もう今年も去年と同じ水流の流れですもんね。韓国から冷水が九州のほうに来るような格好で、去年の状況で、また今年も九州のほうもイカがそこそことれると思います。そういう状況の中に、あっちのほうからも乱獲されてしまうたら、もう本当に資源がなくなってしまうんじゃないかと心配しております。

そして、今加澤さんが言われたとおり、国内ではこうして資源管理を徹底してやっておりますけれども、外国船もそれに見合った資源管理をしてもらわんと、国内の魚も、スル

メイカもいなくなるんじゃないかと心配しておりますので、どうか水産庁のほうも、そのほうをしっかりと管理のほう、よろしくをお願いします。

○山川分科会長 御意見、どうもありがとうございます。

では、御意見承ったということでよろしくお願ひいたします。

先ほどから御議論いただいていたTACの、新たなTAC対象魚種の追加の検討についてですけれども、これについてはさまざまな御意見いただきました。いろいろな御意見があるということ踏まえて慎重に進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、この水産政策審議会の資源管理分科会の場に、また課題となった場合には、またこれについて御議論いただくということでよろしくお願ひいたします。

ほかにTACの関連について御意見等ございますでしょうか。

では、ほかに御発言なければ、次の報告事項に移りたいと思います。

次の報告事項は、「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」、事務局から説明をお願ひいたします。

○企画課長 企画課長でございます。よろしくお願ひします。

私のほうからは資料6によりまして指定漁業の許可及び起業の認可の状況につきまして、御説明を申し上げます。

これは、漁業法第64条に基づきまして御報告をさせていただくものでございます。

1 ページ目を御覧ください。

1 ページ目におきましては、平成26年10月1日及び平成27年10月1日時点における指定漁業11種類の許認可隻数について記載をしております。合計で1,530隻から1,485隻と45隻の減少となっております。

この主な内訳といたしましては、自主廃業、それから起業の認可の失効等でございます。

2 ページ目から4 ページまでにつきましては、各漁業種類、それからトン数階層別に許認可隻数を整理したものでございます。

次に5 ページ目でございます。

平成25年及び26年の漁業種類ごとの漁獲量を整理してございます。指定漁業による漁獲量の合計は、前年と比較して6万7,000トンの増加ということになっております。

増加の主な理由といたしましては、資源や漁海況の変動によるものでございます。主に大中型まき網漁業で北部太平洋海区でのサバ類の漁獲量の増加、それから北太平洋サンマ漁業で漁場が比較的沿岸域に形成され、漁獲量の増加が見られた。こういったことによるものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明について、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

では、特に発言ないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

次の「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」、事務局からよろしくお願いたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の黒萩でございます。私のほうから漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について説明させていただきます。

漁業構造改革総合対策事業と言いますよりも、もうかる漁業創設支援事業と言ったほうが皆さんなじみがあるのではないかと思います。この事業につきましても、漁業をめぐる厳しい経営環境の中で将来にわたって収益を確保できる経営体を育成するということを目的としまして、漁船の設計、操業体制の見直しなどを行う取り組みに対して実証事業として実施しているものです。平成19年度の事業の創設以降、各地で取り組みが進められているところです。

その中、平成23年の東日本震災の折、これと同じ仕組みを使いましたががんばる漁業復興支援事業というのがあります。それにつきましても趣旨等につきましても同じでございますが、漁船や操業体制の見直しがこの取り組みの中ではございまして、指定漁業の許可制度の運用に係るものがあるということから、この資源管理分科会において、その進捗状況を適宜報告しているという経緯がございます。

資料につきましても7でございますが、1ページ目を御覧ください。

「大中型まき網漁業の合理化に向けた取組」でございますけれども、大中型まき網漁業につきましても、従来1船団、地域によって差があるんですが、4隻から6隻での操業が一般的でございました。もうかる漁業、がんばる漁業を活用しながら、運搬機能をあわせ持つ構造改革型の網船を導入し、運搬船や探索船の削減を行いまして、燃油代や修繕費の操業コストを削減して、漁船の居住環境、それから安全性の向上を図るという取り組みを進めているところでございます。

2ページ目を御覧ください。

この大中型まき網漁業の構造改革につきましても、現行の網船トン数規制を超える取り組みとなることとなります。指定漁業の許可制度が網船を対象とした許可を出すという仕組みになっておりまして、こういった取り組みが平成24年3月のこの分科会で御了承いただきました平成24年「指定漁業許可等の一斉更新」についての処理方針の中で、それから平成24年7月27日付で制定しました、この方針を受けました「大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針」に従って、1件ごとに3年間の試験操業を行いまして、漁獲能力の変化に実証しながら本許可を進めているということです。

要するに、このような構造改革を行ったからといって、漁獲量が増大しないというものが確認されたものについて、試験操業から本許可として認めていくというような仕組みでやっているということでございます。

今回、3件説明するわけでございますけれども、3枚目でございます。

これは、平成25年度から北部太平洋海区で実証事業を実施している第31日東丸による取り組み状況でございます。31日東丸は、5月、9月はカツオ、マグロを対象とした操業、そのほかの時期はサバ、イワシを対象とした操業を行っております。

上の表にありますとおり、今回の実証事業におきましては、325トン型の運搬機能付きの網船を導入して、運搬船1隻、それから探索船2隻を削減しまして、1船団2隻体制への転換を図っているというものでございます。

下の表は、31日東丸の漁獲量を同じ海区での同様の操業を行うほかの船団と比較したものでございます。実証事業開始前において、他船団と比較した漁獲量は平均131%でしたが、実証開始後の漁獲量は平均90%となっており、漁獲能力は増加していないということが見てとれます。

次のページを御覧ください。

第21不動丸でございます。

北部太平洋海区で実証事業を実施しているものでございますけれども、茨城県の北茨城市を根拠地としておりまして、終年でサバ、イワシ等を対象とした操業を行っております。

上の表にありますとおり、今回の実証事業におきましては、199トン型の網船を導入し、探索船1隻を削減して、1船団2隻体制で操業を行っているところでございます。

その結果、下の表のとおり、第21不動丸の漁獲量は実証事業開始前は、ほかの船団に比べて90%でしたが、実証事業開始後は82%となっておりまして、漁獲能力は増加していないというふうに見てとれます。

その次のページでございますけれども、第61波一丸でございますが、同じく北部太平洋海区で実証事業を実施しております。第61波一丸は茨城県を根拠地としておりまして、終年サバ、イワシ等を対象とした操業を行っております。199トンの網船を導入して、探索船1隻を削減しまして、1船団3隻体制で実証事業を行っているところでございます。

漁獲量については下の表のとおりでございますけれども、第61波一丸は、他船と比べてイワシ類を対象とした操業が多い。もともと成績のいい船なんですけれども、ほかの船と比較して漁獲量が大きくなる傾向にあります。しかしながら、実証開始前は他船団と比べて139でございましたけれども、136になっておりまして、漁獲能力は下がっているというふうにご考えております。

以上の3船団は、先ほど申しましたとおり、さきの東日本大震災で網船等船舶を失いまして、がんばる漁業復興支援事業により復旧を図ったものでございます。

3年間の実証事業の結果、構造改革の取り組み前に比べて漁獲能力は増加していないと考えておりまして、試験操業終了の終期に……まあ、来年になりますけれども、終期に合わせまして本許可を行っていくという方針でございます。

以前より御説明しておりますとおり、このような構造改革の取り組みは、今後とも透明性のある形で進めまして、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施していくというつもりでござ

ざいます。

また、海区によって操業実態が異なりますから、実証事業は海区ごとに検討を行っていくという考えでございます。

資料の次のページは、もうかる漁業の全体の実施状況でございます。

資料の後ろのほうにつきましては、もうかる漁業、がんばる漁業復興支援事業のこれまでの実績等を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

川越委員。

○川越特別委員 川越です。

今黒萩課長言われた大中まき網ということでモデルケース言われたんだけど、非常に船団方式でやられているものには、確かに改革計画しやすい条件がアイデアとして出てきやすい。しかし、魚種によっては1隻でやる部分について、そしてまたその地域に隻数が多い。そして、今なかなか代船建造が進まないということで、この構造改革の事業、もうかる事業は、何かしら皆さん懐ぐあいと相談しながらやりたいと思われる方もいても、果たして今の1隻、例えば沖底の部分においては、その実証の改革計画がなかなかもう全て、以前にもそういう議論が出たと思うんですが、非常に要件が、改革計画が出しづらくなっていると。もう全て。過去の今までにされた船で。

すると、何が起きてくるかということ、非常に今度ハードルが高くなって、今度出ていると思うんですが、非常にそれだけでなく過重労働的な部分がある漁業なのに、また一段のハードルを上げる。例えば、今まで鮮魚で持って帰ってきたものを一次加工的なことも船上でやるというような非常に厳しいというんですか、そういうことも改革の要件に、計画に上げて認定をもらうという状況でないと、認定してもらいづらくなるというような状況も想定されるんですが、非常にこの部分の……、いい事業なんだろうけれども、そういう事業に乗るための改革計画というものが非常に出しづらくなっている等というふうな部分については、どういうふうに水産庁は考えられているのか。

○山川分科会長 では、長谷部長、よろしく申し上げます。

○増殖推進部長 もうかる事業も先月から増殖推進部担当になったんで、ちょっとお話ししますけれども、川越さんが言われるような話をもうずっと近年事業が進むにつれて伺っております。そういう問題意識は持っておったわけですが。

一方、この秋、与党のほうでTPPの実質合意などを受けて、今後の水産施策どうしていくんだという議論がなされ、国際競争力を持った代船対策を考えていけと。裏返すと、もう少し簡便なというか、普及版の事業は考えられないかということで今宿題をいただい

ているということで、それを受けて今鋭意検討中ということですので、もうちょっと待っていただくと、ちょっと見えてくるかなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○川越特別委員　そういう中でね、長谷部長。では、例えば指定漁業の一斉更新が29年等々に控えている。1,400隻台というふうになっている。我々業界というのは、何でも5年、10年のビジョンでいろいろな計画を立てるといふようなことで、では、水産庁は、この指定漁業のこういう船舶の許可数、一斉更新時とかにはどれぐらい、まだ目減りする可能性って絶対あるわけですよ。どこらまで見ておるんですか、その底辺というのは。どこらまで行ってくるんだらうなど。必ずや……まあ、今沖底なんか勢力はまだ数あるけれども、確実に3年、5年。もう5年、10年というスパンでない。3年、5年という短いスパンで確実に自然減という中である中で、今の代船建造にかかわる事業というのは、もう裏にはそういうものが早く進まない、そういうところの減少に拍車がかかるというようなことと、本当に頑張れる漁業者が残っていけない。残っていけないと、当然船も回っていかないというような実態を鋭意検討と部長言われたけれども、もう鋭意じゃない。早く決断してやるべし。よろしくお願ひします。

○山川分科会長　長谷部長。

○増殖推進部長　わかりましたということにしておきましょうか。

○山川分科会長　では、よろしくお願ひいたします。

大森委員。

○大森委員　先ほどの黒萩課長の御説明の中で、もうかる漁業の各船の水揚げ状況の実証前との比較がございましたけれども、27年度は8月末までの漁獲量ということで、これは今後の許可のところが、ここが漁獲量もふえていないから本許可に移っていくんだというように、そういうお話でしたけれども、ここは最終的な水揚げ量と、その3年間平均との比較という、そういう捉まえ方をされるのかされないのか教えていただけますでしょうか。

○山川分科会長　漁業調整課長、よろしくお願ひします。

○漁業調整課長　相対比ですので、それほど変わるとは思えないんですけども、大森委員おっしゃるとおり、年末までしっかり見ていって全体と比較していきたいというふうに思っております。

○山川分科会長　ほかに御意見。

高橋委員。

○高橋特別委員　漁業許可についてちょっと教えていただきたいんですが、先ほど順次本許可のほうに移行していくということ。それについては、むしろ賛成をしたいと思っております。

ただ、この実証実験の中、例えば、5年間の実証実験の中でリタイアをしてほかに移った場合、やめた場合、この漁業許可証というのは発給するのか。本許可に移行するのかし

ないのか。そこを教えていただきたい。

○山川分科会長 お願いします。

○漁業調整課長 今本許可のほうは起業の認可になっているわけです。それで、事業主体のほうはやる、行為自体やっているということになっておりますので、そこに試験操業が発給されているという仕組みになっています。

それで、実際用船しているかは、本来の船主の側が廃業するという意味をおっしゃったんですか。

○高橋特別委員 もうかる漁業、がんばる漁業もそうなんだけれども、事業計画5年で多分つくっているはずなんです。3年の実証結果が終わって、そこでリタイアをする。どこかに売船するなどした場合、実証実験の漁業許可証というのは、どうなるのか。そこで終わりなのか。

○漁業調整課長 リタイアという意味がいま一つ理解できないんですけども。

○高橋特別委員 もっと簡単に言えば、3年操業、この実証実験をやって、実証実験が終わった段階で例えば船を社外へ移すとか売船するとか、そういうことが想定されないわけではないですね。もし、そういうことがあった場合、その試験操業の許可というのはどういうふうになるのか。

○漁業調整課長 船を用船する場合は、本来的に試験操業が本許可になるとときには、認可に基づく許可で立ち上がって本許可をもらう人たちは、現時点では用船する、している人たちなわけです。

漁協等が事業主体になっていて、試験操業許可を受けているという状況なんですけれども、それが用船している人がやめるということですよ、今おっしゃった場合は。用船している人が起業の認可の状況にあるんだけれども、廃業するということは認可に基づく許可はあり得なくなってしまう。そうすると、試験操業本体もなくなるということになります。

○高橋特別委員 わかりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言ないようですので、5番目の報告事項、「太平洋クロマグロの管理状況について」を事務局から御説明よろしくをお願いします。

○管理課長 それでは、資料8に基づきまして御説明をいたします。

図がちょっと前後いたしますが、まずマグロの資源の状況でございます。2枚めくっていただきまして、左上の1-5の図でございますが、現在、太平洋クロマグロの親魚の資源量でございます。青線でございますけれども、非常に厳しい状況になっていると。2012年に2万6,000トンまで下がっているという状況にあるわけでございます。

一方、また1枚戻っていただいて、1-4を御覧いただきたいんですけども、このような資源の状況まで陥ってしまった1つの大きな要因と申しますが、未成魚を大量に漁

獲をしているということでございます。

実際に全体の漁獲の中の8割、9割以上が30キロ未満の……まあ、30キロ以上になると成熟する魚出てくるものですから。せっかくすくすく育った幼魚がたくさんとられている。ここをまず保護することで、大きくして親魚まで育てていこうというのがクロマグロ管理の基本でございます。

このようなことから、1つ上の1-3を御覧いただきたいんですけども、太平洋クロマグロに関しましては、中西部太平洋マグロ類委員会、これは太平洋の西側のほうをカバーしている国際委員会でございますけれども、「WCPFC」と略しておりますが、この中で、このような資源の状況を踏まえまして、2024年までに今までの中間地点である4万3,000トンまで回復させることを暫定目標としてまず決めましょうと。ここでもまずやっていきたいと思いますということが決まっておるわけでございます。

また、その暫定目標を達成するために、今申しましたような、まず小型魚をどう保護するのかということで、国別にそれぞれの漁獲量の上限を定めております。

例えば、我が国におきましては4,007トンということで、これは02年、04年の平均漁獲量の半減させて、ここでもまず下げることで未成魚を少しでも大きく、成魚まで持っていこうということで、これは義務規定でございまして、これを超えて漁獲をした場合には、来年分から減りますよという非常に厳しい内容が課されております。

また、一方、小型魚だけではなくて、30キロ以上の大型魚についても、成魚についても、日本におきまして4,882トンという数字が課されておまして、これはただ努力規定でございまして、先ほどの小型魚のように、超えたら来年から差し引きますよというふうな厳しい措置は課されてはおりません。ただ、こういういろいろ小型魚も大型魚もそれぞれが数量が課されており、それを守るという国に対する規定が決められたということでございます。

また、この資源管理方策の具体的な内容に関しましては、来年も資源評価、それに基づきまして、中身を見直していくということになるわけでございます。

これがクロマグロの大きな流れでありますけれども、一方、1枚めくっていただきまして、環境保護団体とかアメリカとかがまだまだそんなもんじゃ甘いんじゃないのということを言っております。

例えば、アメリカにおきましては、親魚の資源を、こんなに悪くなっちゃった親魚の資源を初期資源の2割、これはかなり高いレベルでございましてけれども、全くとっていない状況の資源で、その2割まで回復させる必要があるんじゃないかと。

一方で、そういう中で、例えば自分のほうの東部太平洋については甘くしてねということも載っております。

また、一方、環境保護団体のほうも、ここは初期資源4割までふやすべきだというようなことも言っております。

ただ、こういうふうなアメリカなり、環境保護団体が言っていることがどういうことなのかというのが1-7のグラフでございまして、親魚量について、例えば、アメリカが言っている2割というのはこの青い点線でございますが、実は今までも1度もここまで行ったことがない。極めて実現性の低いと申しますか、非常に厳しいというか、現実的な数字でないということです。我が方としては、そういうことではなくて、まず国際機関で定められる4,007トンをしっかり守っていくというのが我が国に対して課された使命であるというふうに思っているわけでございます。

また、さらに1-8で今後の状況を見て、さらなる規制もかけざるを得ないようなこともあるねということも話し合っておるわけでありまして。

このような我が国に課せられる4,007トンをどういうふう守っていくのかということがありますけれども、1枚めくっていただきまして、2-1を御覧いただきたいと思えます。

過去の実績の半減を漁獲上限とするわけでありまして、この4,007トンについて、例えば大中型まき網漁業、また定置漁業、また曳き縄漁業、いろいろな漁業者が北海道から沖縄までとっております。

このような中で、4,007トン、みんなで頑張って4,007トンになったらやめようねということではなかなか管理ができないものですから、まずは大中型の大臣管理漁業で半分、またその他の沿岸漁業、県庁さんが管理しておられる曳き縄とか定置とか、いろいろな漁業で半分の2,007トンというふうに割ったわけでありまして。

さらに、先ほど申しました北海道から沖縄まで、それぞれの海域の漁業者がとっているもので、またその内容につきましては、漁業種類が違うだけではなくて、漁業の時期も違います。いつとれるかわからないという非常に難しい問題もございまして。そういうふうな中で、まずは6つのブロック、例えば日本海を2つに分け、また九州の西側、それから瀬戸内海、太平洋の南側、太平洋の北側と6つのブロックに分けて、それぞれ実績に応じて割って、しっかりと管理していこうというのが今現状でございまして。

ただ、一方、そういう中で、先ほど若干触れましたけれども、状況に応じて漁業の状況は変わるということから、例えば日本海北部においては、この数字が346トンというのがその割り当てでございまして。それを超えて、もう400トンを超えるという状況にございまして。こういうことから11月13日に操業自粛の要請をして、この枠の中で超えないようにやっていますという状況にございまして。

これがクロマグロをめぐる状況でございまして、ただ、この4,007トンをどういうふう管理するのかということに関しましては、今6つのブロック、さらに地域によっては漁業種類に分ける、また県別に分ける、いろいろな取り組みをやっているわけでありまして、今後資源の状況、来遊状況に応じて4,007トンが非常に守りづらい、守るのが難しい状況が当然ながら招来するわけでありまして。

このようなことを踏まえますと、今は自主管理でありますけれども、例えば、決めた漁獲量を守るための管理手法としては、漁獲可能量制度というのがあるねと。これは計画に基づきまして数字を管理する法制度でございます。それを例えば準用、活用してはどうかという考え方が出てきたわけでございます。

漁獲可能量制度に例えばクロマグロを入れるとした場合、ただ一方で、今は複数の県に一括配分するやり方をとっておりますし、実際に定置の漁業について、アジ、サバ、イワシも定置をとっておりますが、そういう場合には今若干という非常に緩やかな管理を行っております。そういう管理では、今回クロマグロは全く対応できない。数字の4,007トンを守らなきゃいけないので、そこをどういうふうに管理すればいいのかと。さらに言うなら、根本的に漁獲可能量制度は、この場でも御審議いただき、みずからの意思で変えることができますが、クロマグロに関しましては天から降ってくると申しますか、国際機関が決めた4,007トンを守るとというのが我が国に課された使命でございます。それを勝手に変えられないというようなことも今までの漁獲可能量制度と全く違うやり方であります。

今までの漁獲可能量制度と違う点が非常に多々ございますものですから、今後、どういうふうにクロマグロを、例えば仮に漁獲可能量制度に移行するとしても、どういう管理をすればいいのか、どういうふうにすれば漁業者が少しでも守りやすくなるのか、そのようなことについて、この場でも私どものほうから御報告させていただきながら検討を進めたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、よろしく願います。

東村委員。

○東村委員 今後、クロマグロ型TACとここに書かれているとおり、そういう形での資源管理が行われていく方向なんだろうと思いますが、その前提として1-5のグラフでございます。現状、非常に低い資源量だというのははっきりわかるんですが、それ以前です。1955年とか58年あたりの山はとっていなかったんだらうというのがわかるんですけれども、軸をどれぐらいの幅で見るかなんですが、かなり変動のある資源で、もうちょっと右肩下がりにだだだだって行くのがもっと長いスパンだと私は何となく認識をしていたんですが、こういうどっちかという資源変動がある方向での変化をしているように見受けられます。

一方、B₀……まあ、好きな方は好きですけども、を1-7で見ますと、そういう変動は余りしていないんですね。とっていなかったら変動していない。でも、漁獲量は変動している。一番端的に教えていただきたいのは、これの例えば1982年、5年あたりで下をついたり、97年によくとれたりというのは何か特別な何かがあったのか。それとも資源の

変動がメインの理由であって、要は過剰漁獲や、もしくはとらなかつたからそういう変動をした。人為的なものなのかということをおつしやと教えていただければと思います。

ということは、長くなってすみませんが、日本がTACを決められるわけではないにしても、TACによる管理に向いている魚種というのは余り資源変動しない、自然の要因で資源変動しない魚種だというふうに私は考えておりますので、余り国際機関で決められたものをしっかり守らなければいけないというかなり厳しい中で結構振れ幅が大きくなることをちょっと懸念して、このような質問をさせていただいております。

よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 管理課長、お願ひします。

○管理課長 おつしやるとおりでございます。ここのマグロに関しましては、特にサケとかと比べますと、卵の数が1億ぐらい産む。ですから、その1億の卵がたまたま環境状況というか、潮の流れなり、餌がちょっとあつたというだけで大きく資源が変わります。ですから、そういう点で非常に振れやすい魚だということだと思っております。

一方で、マグロに関しましては、3歳と申しましたけれども、30キロと申しましたが、非常に若い段階から卵を産み始めます。成長が非常にいいというようなことで、まずは小型魚、せつかく生まれて、10キロぐらいまで大きくなったものをしっかりと保護をすることで親まで持っていこうと。それをまず当面の課題としてやっていかなきゃいけない。ただし、いずれにしても、そういう点で東村先生がおつしやるように管理が非常に難しい魚というふうに認識しております。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

長元委員。

○長元特別委員 今例え企業養殖なんかがマグロに参入して、かなりのマグロの養殖が今盛んになってきているんですけども、そうした中で、今年是对馬の方とちょっと、養殖の方とお話をしたんですけども、稚魚……ヨコワですかね。もう満タンに入ったということなんですけれども、やはりそういう養殖の生産量というのはもちろん把握されていると思うんですけども、大体例え人工ふ化の場合は幾らぐらい生産されているのか、そこら辺のところをわかつたらちょっと教えてほしいんですけども。もし、わかつておつたらです。わかつていなければいいですよ。

○山川分科会長 では、管理課長よろしくお願ひします。

○管理課長 マグロ養殖は、全国の種苗の活け込み数が昨年で52万尾です。そのうち天然種苗が22万尾ですので、今は30万尾ぐらいが人工種苗になっているということでございます。

○長元特別委員 すると、今のは完全養殖ですか。近大さんあたりがやっているんですけども、完全養殖になった場合に、要するに人工種苗の場合は尾数は幾ら生産してもいい

ということなんですか、どうなんですか。

○山川分科会長 長谷部長。

○増殖推進部長 そういふことです。天然種苗を使った養殖が無秩序に拡大すると資源へ悪影響を与えるということで、その部分については規制をさせてもらっていると。一方、人工種苗については、資源管理の制約がないんですね……ということです。

あとちょっと追加すると、さっきの活け込み量、数量はそういうことなんですけれども、御存じのとおり、人工種苗の場合は小さいし、生き残りも今悪いというような問題は抱えているんで、数量の比率ほど人工種苗がうまくいっているというか、位置づけが高まっているということでは必ずしも今ないということだと思います。

○長元特別委員 今52万尾とおっしゃいましたけれども、例えば、人工種苗でつくってどんどんふやしていけるのか。例えば、企業養殖にしても、もうあなたは何尾ですよということをもう決められているんですか。そこら辺のところは。どんどんふやしていいということなんですか。例えば、つくったからふやしましょうとか。

○山川分科会長 長谷部長。

○増殖推進部長 現状はそういう認識です。ブリの場合だったら需給の問題もあるということで国がガイドラインを示してやっていますよね。そういうことは今のところないですけども、ただ、クロマグロ資源を考えたときに、太平洋のクロマグロ資源は非常に厳しいというか、低い状態になっているけれども、大西洋は上向いているし、ミナミマグロも上向いているし、というようなことで、今そんなに生産拡大していいのかという状況だとは思っています。漁場の制約もありますから、そんなむやみに広がるという状況ではありませんけれども、仮にそういうことであれば、ブリで考えているようなことが必要になってくる可能性は将来的にはあるかもしれませんが、今の時点では制約はないという。その面での制約はない。新規漁場の免許の制約とか、そういうことはあっても、人工種苗を使った活け込み量の制約はないというふうに御理解ください。

○長元特別委員 いいですか。例えば、もう御存じのとおり、マグロは1キロ育てるのに生餌が14キロぐらい要るんです。ですから、要するに相当の餌が要るということで、我々……まあ、私も養殖なんですけれども、そういう餌が不足する可能性が出てくるということで……はい。できれば、もう制限してほしいと思います。

○山川分科会長 では、御意見いただいたということでよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんようですので、報告事項はこれぐらいにいたしまして、次に「その他」に移りたいと思います。

水産庁から北太平洋漁業委員会（N P F C）の結果についての御報告があります。報告をよろしく願いいたします。

○資源管理部長 資源管理部長です。

最後の資料9になります。この紙で報告をさせていただきます。

北太平洋漁業委員会（N P F C）の第1回委員会の会合の結果についてでございますが、会議は今年の9月3日、東京で行われまして、参加メンバーということで、ここに書いてある国が参加しております。アメリカにつきましては、まだ加盟の準備中ということでオブザーバーの参加ということになっておりまして、我がほうからは香川水産庁次長ほかに参加しているところでございます。

その結果なんです、先ほど加澤委員からもいろいろと御懸念のこともありましたんで、それも踏まえてお答えをしたいと思います。

まず1点目は公海サンマ漁船の許可隻数でございますけれども、やはり資源に圧力が及ぶ可能性があるということで、急増を抑制しようということになりまして、我が国の提案によって、ここに書いてあります2点について採択されました。

1点は、平成29年に行われる資源評価に基づきまして、新たな保存管理措置がとられることになったんですが、それまでの間は漁船の許可隻数の急激な増加を抑制するということが1点目でございます。

それから2点目ですけれども、公海で操業する漁船にVMSをつけるということできちんと監視をするということが合意されております。

それから（2）ですけれども、中国関係でございます、北太平洋でサバなどを漁獲する中国漁船が非常にふえているということが懸念されておりますし、また船名を偽装するなど、違法に操業する漁船もいるという声もありますので、我が国から中国側に対して隻数の削減などの管理強化を要求しております。

これについては、このようなN P O指針のような多国間の協議の場、また中国と二国間協議のいろいろなルートも持っていますので、あらゆるルートを使って中国側に対して要請をしていきたいというふうに考えております。

また、（3）の漁船登録ですけれども、公海で操業する許可漁船については、各国毎年きちんと登録するよということになりました。

また、事務的な話ですけれども、（4）ですが、事務局は東京に置きまして、初代の事務局長に韓国の方が任命されたということでございます。

特にサンマについては資源管理をきちんととらなくちゃいけないということで、2016年の4月、来年の4月にこの下にサンマ小委員会というのを設置して、きちんと深掘りして議論していこうということも決まっております。

全体会合ですけれども、次回は来年の8月に東京にて開催されるということになっております。

この条約が対象となっているのは北太平洋公海ということになりますけれども、サンマを初めとして、我が国漁業においては非常に重要な海域ですので、こういう海域で資源がきちんと持続的に利用されるということを目指して、科学的根拠に基づいた資源管理をす

るということにおいて、我が国は主導的な役割を果たしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

御意見、御発言ありましたら、よろしく願いいたします。

では、高橋委員から。

○高橋特別委員 まず1点なんですけれども、VMSの設置はいつころから始まって、その辺の取りつけの時期をまず1点教えてください。

それから、我が国の遠洋漁船の中で遠洋トロール部隊が天皇海山周辺で操業していると、こういうことなんで、この天皇海山の周辺の、いわゆるクサカリツボダイなり、それからキンメダイなり、それらの問題をどう、いつごろから話し合いがなされるのか。あわせてアカイカ等々もありますので、その辺も含めて、サンマのみがこの条約の問題ということではないので、その辺をわかる範囲で結構ですから教えていただければというように思います。

○山川分科会長 では、VMSについては、浅川部長。

○資源管理部長 VMSについては、今年中、2015年の12月31日までにつけるということになっておりまして、それで天皇海山についても同じく小委員会を設けて、2016年4月から管理措置について議論を始めるということになっているということです。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、加澤委員よろしく願いします。

○加澤特別委員 それでは、これ9月3日の会議あったんですが、その前の前段に9月1日、2日と、このNPF C関連の会合もございまして、私オブザーバーとして出席して話を聞いていて、本当に危惧するというか、びっくりしたというか、要はさっきから言った中国の発言でびっくりしました。皆さんにもちょっとお伝えしたいんですが、いきなりのっけから彼ら科学的調査も何もやっていなくてデータも何にもない。詳細なデータを持っているのは日本だけなんですよ、きちんとした。そのデータに対して全く信用性がないというようなことから始まりまして、私、これ1つびっくりしたのと、もう一つが科学的調査と資源管理は別だという言い方をしたんです。これは非常に危ないというか、大変な連中。

これから会合というか、いろいろ取り決めは大変になってくると思うんですが、ぜひとも本当にその科学的調査を重んじるアメリカ、カナダ、ロシア、聞いていて、あと韓国ですか、韓国なんかも非常に納得している部分ありまして、協力して、きっちりした統制とあと管理を、決めごとをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 浅川部長。

○資源管理部長 中国なんですけれども、確かにこちらからいろいろと申し入れても、き

ちんとやっているんで心配には及ばないと言ったということで出席者から聞いておりました、しかしながら、なかなか現場の声を聞くと、全くそういう状態じゃないということはこちらも承知していますので、危機感を持っている関係各国と連携して、これから会議でルールをしっかりと決めていきたいというふうに思っております。

○加澤特別委員 よろしく申し上げます。

○山川分科会長 よろしくお願いたします。

ほかに。

柳内委員。

○柳内委員 念押しでお願いなんですけれども、サバに関しても、それなりの漁獲が公海上でされていると。一部商社筋を通して聞こえてきているのが、日本から輸出されている品で一部東南アジア等でサバで競合し始めていると。中国産が出始めているというところであり、ゴマサバではなくマサバなんで、多分、この三陸沖の公海上だと思われるものですから、隻数削減の要求から、ぜひともルール化をきちんと急いで隻数キャップ制なり、削減にまで持ち込んでいただきますよう、お願いたします。

○資源管理部長 了解いたしました。

○山川分科会長 よろしくお願いたします。

嘉山委員。

○嘉山委員 来年の4月にサンマの小委員会があつて、サンマの資源評価自体は17年、来年、再来年になるということだと、来年の漁期のときには資源評価がまだ行われていないという状態で漁業が発生するんで、それまでの間に……まあ、日本は結構こういう科学的な分析とかしているからあれなんですけれども、もうちょっと資源管理を重要視している各国と連携していかないと。来年の漁期も今年のような公海上の無秩序な漁業が出てくる可能性が高いですよ。この辺をもっと、簡単に言えば頑張ってもらいたいという感じですよ。

○資源管理部長 資源を評価するのに一定の期間がかかるので、このような合意にはなっておりますが、おっしゃるとおり、その間にどんどん船がふえていくと、資源の圧力がその間にふえてしまいますので、そこはきちんと漁獲努力量を抑えるという方向での交渉というのはその間にしっかりやりたいというふうに思っています。

○山川分科会長 よろしくお願いたします。

ほかにございますでしょうか。

平田委員。

○平田特別委員 柳内さんのほうからもあつたことなんですけれども、これは回遊魚ですよ。サバにしろ、イワシにしろ、カツオにしろ、大変なことになると思うんです。これ今サンマで問題になっているからクローズアップされていますけれども、木造船で二、三十年前も何百隻と来ていた。これは、北部太平洋でカツオを操業する船は全部視認してい

たですよ。ただ、それが今大型船の1,000トンクラスとかになって、すごい漁獲努力ができるわけですよ。圧力が大きい。

それとここに書いてありますマグロ類は他の海域でもありますけれども、ちょっと質問なんですけれども、WCPFC会議で20度以北は北小委員会となっていますけれども、日本の外の公海上で、中国とか台湾、韓国がカツオをとりに来たら制限できるんですか。そこを……これはカツオなんかはすごく発展していきますよ、これ。というのが中西部太平洋で遠洋漁業があれば入漁料は何だか締めつけられれば、誰だって北に来たがるんですよ、これ。

○山川分科会長 カツオにつきまして、よろしくをお願いします。

○審議官 おっしゃるとおり、カツオについては今TACということがございませんので、その可能性は否定できないとは思っています。

それで、今年のWCPFC、来月から始まりますけれども、まずターゲットリファレンスポイントと言うんですか、そこをしっかりと決めるということをやって、その漁獲規制を強めていくという方向で対応したいと思っています。

○平田特別委員 以前は、漁獲努力量の転化をさせないと。北に向かってです。そういうのはちょっと聞いていたんですけれども、今後あれだけ中西部のほうで規制とか、そういうのがかなり厳しくなってきた、遠洋漁業国は当然北に上がってくると。そのときに、今でも一本釣りの方とかで回遊量が非常に少ないのは、中西部太平洋の漁獲量に原因があるとかと言われてはいますけれども、それが今度直々に1,000トン、2,000トンの船が入ってきたらどうするのかということは、もう身近に感じて対応していかないと大変なことになるんじゃないかなと思いますけれども。

○審議官 すみません、南から北への漁獲努力量の移転、これについては今でも規制はございますので、そこについては確保されると思いますが、南で多くとっているのに北にこないというような話については、やはりもっと規制を進めていく必要があると思っています。

○平田特別委員 わかりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、次、その他委員の方から何か御発言ございますでしょうか。

では、ないようであれば、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしく申し上げます。

○管理課長 次回の資源管理分科会ですが、来年2月中下旬を目途に開催をお願いしたいと考えております。何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催することとなる場合には、できるだけ早期に御連絡をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、日程につきましては、後日事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○山川分科会長 以上で、予定しておりました議事については、全て終了いたしました。
本日は長時間にわたりまして御議論くださりまして、大変お疲れさまでした。
これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。